

反社会的勢力への対応に関する基本方針

本組合は、事業を行うにあたっては、平成19年6月19日「犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ」においてされた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み公正な職務執行を確保し、職員の安全と不祥事を防止するために次の事項に取り組みます。

1. 本組合は、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行う。
 - ア. 各業務・事業担当者は、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した事前審査を実施するとともに、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入に取り組む。ただし、契約書への条項追加が困難な場合は、これに代わる書面の提出を求めることとするほか、行政機関、他のNOSAI団体並びに上場企業との契約についてはこれの適用外とする。
 - イ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引は行わない。

2. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応について、「不当要求対応マニュアル」を定め、その情報を管理する部署は企画管理課とし、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築する。特に、その管理体制の構築に当たっては以下の点に十分注意する。
 - ア. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合は、原則として課長以上が対応する。また、企画管理課は反社会的勢力に対応する担当者の安全の確保に努め、担当部署を支援する。
 - イ. 企画管理課は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、当該情報を分析・整理する。
 - ウ. 警察・暴力追放運動推進センター等の外部専門機関・組合顧問弁護士と平素から緊密な連携体制の構築を図り、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する。

3. 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、対応する担当者や担当部署だけに任せることなく組合長理事が適切に関与し、組織として対応する。また、その際の対応は以下の点に留意する。
 - ア. 反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、反社会的勢力に対応した部署は速やかに組合長理事に報告し、組合長理事の適切な指示・関与のもと対応を行う。
 - イ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター等の外部専門機関・組合顧問弁護士に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏

まえた対応を行う。特に、脅迫暴力行為の危険性が高く、緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行う。

ウ．あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。

4．反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合には、不祥事に係る関係部署（監査室）が速やかに事実関係を調査する。

制定：令和3年4月1日

「反社会的勢力」とは次のものをいう。

- (1) 継続的に違法行為を行い、また違法行為を行うことを示して企業や一般市民から金銭等の利益を得る団体および個人。具体的には次に例示されるものとする。
 - a 暴力団およびその構成員(含む準構成員)ならびに暴力団関係企業
 - b 政治団体、環境団体および同和団体等を装うもの
 - c 総会屋および整理屋
 - d 企業ゴロ、社会運動標ぼうゴロおよび政治活動標ぼうゴロ
 - e テロ組織ならびにマネーロンダリングを行う集団および個人
 - f ブラックジャーナリズム
- (2) 暴力、暴行を伴う要求、法的責任を超えた不当な要求を行う団体および個人
(挨拶料・用心棒代・口止め料等の不当な利益提供を要求するもの。)
- (3) 前2号に該当するものとの間で、資金流用について合理的な疑いがある等、実質的に一体と解される団体(およびその構成員)および個人

[参 考] 政府指針(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」
(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ))

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ① 組織としての対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 資金提供の禁止

(2) 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である。[反社会的勢力]をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。